

令和2年度公益財団法人大船渡市育英奨学会 奨学生募集要項

1. 応募資格

- (1) 大船渡市に住所がある方のお子さんで、令和2年4月1日以降に学校教育法※（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（短期大学）、高等専門学校、大学院及び専修学校に在学している者であること。（通信教育は該当しない。）
- (2) 学資の支弁が困難と認められる者で、健康で成績優秀、品行方正であること。
※厚生労働省など他省庁が所管する学校は該当しません。あらかじめ在学する学校にご確認下さい。

2. 募集人員 大学生等18人程度（大学生1人に対し高校生は3人とする。）

3. 奨学金の貸与月額・貸与期間等

- (1) 貸与月額 大学等 30,000円（無利子）
高等学校等 10,000円（無利子）
- (2) 貸与期間 正規の修学期間
- (3) 貸与方法 毎月第2金曜日に、本人の銀行口座に振り込みます。
（振り込みは、岩手銀行大船渡支店の奨学生ご本人の口座に限らせていただきます。）
*口座を新規開設する場合は、窓口での本人確認書類（住民票原本、各種健康保険証原本など）の提示が求められますので、市外転出前の口座開設についてご検討願います。

4. 申請の手続き・採否決定及び通知等

- (1) 提出書類 奨学金貸与申請書、奨学生推薦調書ほか必要書類（裏面を参照ください。）
- (2) 提出先 （公財）大船渡市育英奨学会
大船渡市教育委員会事務局 生涯学習課内（担当 総務係）
- (3) 申請受付期間 令和2年4月1日（水）から令和2年4月17日（金）まで
- (4) 奨学生採否決定及び通知
（公財）大船渡市育英奨学会選考委員会において、人物・学業成績・健康状態・家庭状況等について書類審査し、選考します。
選考結果については、5月末日までに文書により通知します。

5. 奨学金の返還

奨学金の返還は、奨学金の貸与が終了し、1年間据え置き後に10年以内で返還していただきます。返還方法は、年賦（6月か12月）又は半年賦（6月と12月）のどちらかで、岩手銀行大船渡支店口座またはゆうちょ銀行口座からの口座振替となります。

また、返還状況を奨学生本人・連帯保証人にお知らせする場合があります。

○問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地
大船渡市教育委員会事務局 生涯学習課内（担当 総務係）
公益財団法人大船渡市育英奨学会
TEL 0192-27-3111（内線272）FAX 0192-27-8878

提出書類

No.	提出書類	部数	注意事項
1	奨学金貸与申請書	1	・(公財)大船渡市育英奨学会が配布する申請書用紙に必要事項を記入し、本人、 <u>連帯保証人2人(同居の親族以外で市内に住所を有するもの。ただし、1人は保護者でも可)</u> 連署のうえ提出してください。
2	奨学生推薦調書	1	・(公財)大船渡市育英奨学会が配布する推薦調書により、令和2年3月卒業(予定)の出身学校に依頼してください。学校在学生は、在学学校に依頼してください。 ・ <u>開封不可。</u>
3	成績証明書	1	・各学校の様式により、令和2年3月卒業(予定)の出身学校に依頼してください。学校在学生は、在学学校に依頼してください。 ・ <u>開封不可。</u>
4	在学証明書	1	・令和2年4月1日以降在学する高校、大学等に依頼してください。(令和2年4月1日以降に交付されたもの)
5	住民票の写し	1	・世帯全員分 保護者の方の記載のある世帯全員分の住民票)
6	源泉徴収票 又は確定申告書 又は市町村民税・道府県民税申告書の写し	1	・所得(※年金含む)のある世帯全員分について提出してください。(令和元年中の所得) 注1 源泉徴収票の写し、確定申告をしている方は確定申告書の写し、いずれも無い方は市町村民税・道府県民税申告書の写しを提出してください。 注2 家族の中に障がいのある方(※要介護度認定を受けている方を含む)がいる場合は、身体障害者手帳等の写しを提出してください。 注3 主たる家計支持者が別居している世帯は、別途提出していただく書類がございますので、下記担当までお知らせください。
7	納税証明書 (市税に未納がないことの証明として)	1	・保護者分1枚 ※大船渡市役所本庁税務課収納係及び三陸支所・各出張所で取得可能(本庁のみ、月・金は午後6時30分まで窓口延長しております) ※取得にあたっては、手数料300円と印鑑をご持参願います。

※ 提出書類No.1～No.7のほか、選考のために必要な書類を提出していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 奨学生採用が決定しましたら、連帯保証人2人の印鑑証明書が必要ですのでご了承ください。